

平成25年11月18日
農政部農業振興課
(高岡総合支所農林水産課)

宮崎市内山農村研修センターの指定管理者候補者の選定について

宮崎市内山農村研修センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成25年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体等の名称 内山農村研修センター管理組合
代表構成員 上新田自治公民館
構成員 下新田自治公民館
- (2) 代表者名 上新田自治公民館 館長 川野 浩

2. 指定期間（予定）

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

① 施設名

宮崎市内山農村研修センター

② 所在地

宮崎市高岡町内山1057番地

③ 施設規模等

敷地面積 2450.35平方メートル

延べ床面積 283.00平方メートル

(2) 業務概要

- ① 宮崎市内山農村研修センターの使用の許可に関する事
- ② 施設使用料の徴収および納入に関する事
- ③ 施設、附属設備及び備品の維持管理に関する事。
- ④ その他必要な事項。

(3) 現在の管理方法

指定管理者 新田自治公民館

(平成21年4月1日から平成26年3月31日まで)

4. 事業計画の概要

(1) 管理運営の基本姿勢

- ・ 施設の使用は使用許可申請書の提出をお願いし先着順により調整する
- ・ 施設利用日誌に意見、要望の記入欄を設け意見等の把握をし検討する。

(2) 利用者サービスの向上、利用促進についての考え方等

- ・ 施設に対する要望は速やかに市へ報告する
- ・ 定期的に施設の清掃・点検を実施する

(3) 安心、安全面の考え方等

- ・ 月1回の施設点検を責任を持って行き、異常や危険箇所は速やかに市へ報告する
- ・ 迅速な対応が行えるように地域での連絡体制を整備する

(4) 管理運営体制

- ・ 地区の役員で役割分担をして管理する
- ・ 鍵や使用日誌等の書類の管理を徹底する
- ・ 修繕等に関しては、市と協議し、リスク分担に準ずる

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

5. 収支計画の概要

■ 収入

(単位：千円)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5ヵ年合計
指定管理料	50	50	50	50	50	250
その他	0	0	0	0	0	0
収入合計	50	50	50	50	50	250

■ 支出

(単位：千円)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5ヵ年合計
人件費	50	50	50	50	50	250
支出合計	50	50	50	50	50	250

※ 上記の収支計画は、現行の消費税率に基づき、指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、指定管理業務の期間に応じて適用される消費税率に基づいて決定します。

6. 選定結果の概要

(1) 概況

① 非公募による選定

当該施設は、地域住民が専ら使用する地域との結びつきが強い施設で、地域の団体等による管理が効果的であり、かつ住民主体のまちづくりの推進が期待できるという理由から、指定管理者の選定については、現在の指定管理者である各地区を候補者として選定することが最適であると認められることから、第1回指定管理者候補者選定委員会（農業構造改善センターほか施設）において、非公募にて候補者を選定することが承認された。

② 選定日程

第1回選定委員会	平成25年6月28日
要項及び申請書類様式の配布	平成25年7月25日
申請の受付	平成25年7月25日～8月30日
書類審査等	平成25年9月2日～9月30日
第2回選定委員会	平成25年10月11日

(2) 農政部指定管理者候補者選定委員会（農業構造改善センターほか施設）

（敬称略）

	役職等
委員長	農政部長
委員	佐土原地区自治会連合会役員
〃	佐土原地域自治区地域協議会役員
〃	高岡地区自治公民館連絡協議会役員
〃	高岡地域自治区地域協議会役員
〃	農政部 農業振興課長
〃	地域振興部 佐土原総合支所 農林水産課長
〃	地域振興部 高岡総合支所 農林水産課長

(3) 選定の概況

ア 選定理由（非公募理由）

農政部指定管理者候補者選定委員会（農業構造改善センターほか施設）において、申請者からの応募書類をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ① 事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③ 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること
- ④ その他施設の性質に応じた選定基準

第2回指定管理者候補者選定委員会において、各委員による採点の結果、下記のとおりとなり、適格となる得点となったため、当該申請者を指定管理者候補者として選定した。

イ 審査結果

審査項目	配点(点)	候補者 内山農村研修センター 管理組合(点)
1. 事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること	200	161
2. 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	200	160
3. 事業計画書にそった管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	200	158
4. その他施設の性質に応じた選定基準	200	163
合計	800	642

配点合計 800 点のうち 480 点以上を指定管理者候補者として適格と判定